令和８年度
五城目町一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

秋　田　県
五城目町

目　次

第１章　基本項目に関すること

１　目的 …… １

２　実施期間 …… １

３　計画区域 …… １

４　計画範囲 …… １

第２章　排出量および処理に関すること

１　排出量の見込み …… ２

２　中間処理・最終処分 …… ３

第３章　処理実施計画に関すること

１　収集運搬計画および処理工程 …… ４

２　集積場所への排出方法 …… ７

３　適正な収集運搬について …… ８

４　適正な処理の推進について …… ８

第１章　基本項目に関すること

１　目的

五城目町一般廃棄物処理実施計画（以下、「本計画」という。）は、五城目町一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という。）に基づき、一般廃棄物の減量化および適正処理、ならびに資源化の推進について、必要な事項を定めることを目的とします。

なお、本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号。以下「法」という。）第６条第１項および同法施行規則第１条の３の規定により定めるものです。

２　実施期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日までとします。

３　計画区域

本町の行政区域全体とします。

４　計画範囲

本町から排出されるすべての一般廃棄物とします。

第２章　排出量および処理に関すること

１　排出量の見込み

次の表における、年間排出量は、次の一般廃棄物が対象となります。

・本町が民間事業者等に収集運搬を委託し、八郎湖周辺クリーンセンターへ搬入するもの

・八郎湖周辺クリーンセンターへ自己搬入するもの

・本町が許可した一般廃棄物収集運搬業者（以下、「許可業者」という。）が収集運搬し、 八郎湖周辺クリーンセンターへ搬入するもの

種類	排出量見込み
可燃ごみ	1,701ｔ
不燃ごみ	34ｔ
資源ごみ	65ｔ
粗大ごみ	83ｔ
合計	1,883ｔ

２　中間処理・最終処分

中間処理および最終処分については、以下の施設によって処理を行います。

〇中間処理施設【八郎湖周辺クリーンセンター】
・所　　在　　地：男鹿市松木沢字板引沢７３番地
・供　用　開　始：平成２０年３月
・敷　地　面　積：５５，４８０㎡
・施　設　規　模：熱回収施設 ３０t／２４h×２基＝６０t／２４h
　　リサイクル施設 １５t／５h
・構　　造：鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
　　鉄骨鉄筋コンクリート等 地下１階、地上４階建て
・処　理　方　式：全連続燃焼式
・焼 却 炉 型 式：水冷式ストーカ炉
・公 害 防 止 装 置：有害ガス除去装置
・燃 焼 ガ ス 冷 却：水噴射式
・破 砕 機 形 式：回転式破砕機

〇最終処分施設【五城目町一般廃棄物埋立処分場】
・所　　在　　地：南秋田郡五城目町字兎品沢５３
・供　用　開　始：平成１０年
・埋　立　面　積：　６，２２０平方メートル
・埋　立　容　積：１６，０５９立方メートル
・残　　容　　量：　８，８６０立方メートル（令和７年３月現在）
・埋立ごみの種類：焼却残渣、不燃物

〇資源化処理施設（民間）
　・水銀含有ごみ
　　「野村興産(株)イトムカ鉱業所（北海道北見市留辺蘂町富士見２１７番地１）」

第３章　処理実施計画に関すること

１　収集運搬計画および処理工程

家庭系一般廃棄物については、以下のとおりである。

なお、事業系一般廃棄物については、排出者が自ら、町の許可業者へ委託して処理をする。

（１）町に処理責任がある一般廃棄物の収集運搬計画

<table>
<tr><th colspan="2">分別区分</th><th>収集日</th><th>対象物</th><th>手数料</th><th>排出方法</th><th>収集方法</th><th>運搬先</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">燃えるごみ
燃えないごみ</td><td>週６回（日曜日を除く）</td><td>生ごみ類、布・皮革類、紙くず類、ゴム・ビニール類、プラスチック類、アルミ製類など</td><td>有料</td><td>五城目町指定ごみ袋（有料）に入れ、各住区に設置した集塵箱へ排出</td><td rowspan="4">町委託収集業者によるステーション回収</td><td rowspan="4">八郎湖周辺クリーンセンター</td></tr>
<tr><td>月５回
※第２月～金</td><td>陶器類、ガラス類</td><td rowspan="2">有料</td><td rowspan="2">五城目町指定ごみ袋（有料）に入れ、各住区に設置した集塵箱へ排出</td></tr>
<tr><td>月５回
※第４月～金</td><td>金属類、家電類</td></tr>
<tr><td>資源ごみ</td><td>缶類</td><td>月５回
※第４月～金</td><td>飲料用スチール・アルミ缶、缶詰類など</td><td>有料</td><td>五城目町指定ごみ袋（有料）に入れ、各住区に設置した集塵箱へ排出</td></tr>
</table>

	ビン類	月５回 ※第２月～金	ガラスビン、調味料・化粧品のビンなど	有料	五城目町指定ごみ袋（有料）に入れ、各住区に設置した集塵箱へ排出	
	ペットボトル類	月２回	飲料用ペットボトル	有料	五城目町指定ごみ袋（有料）に入れ、各住区に設置した集塵箱へ排出	
	古紙類	月２回	新聞（チラシ含）、雑誌・雑紙、段ボール、牛乳パック	有料	紙ひもでしばり、各住区に設置した集塵箱へ排出	
粗大ごみ		春・秋	家具類、家電製品類、寝具敷物類、乗物類など	有料	回収拠点まで自己搬入および各住区に設置した集塵箱へ排出	町委託収集業者によるステーション回収および拠点回収
水銀含有ごみ		随時	蛍光管、水銀体温計・温度計、水銀血圧計	無料	役場、町民センター、各地区公民館にて回収	クリーンセンターへ搬入

※祝日、年末年始は通常通りの収集運搬の日程と異なる。

（２）町が収集しないごみ（自己処理が原則のごみ）の収集運搬計画

対象	主な品目	処理方法
農業廃材	プラスチック製ハウスパイプ、ハウス用ビニール、肥料袋など	各販売店・専門業者に引取依頼
廃家電４品目	洗濯機・衣類乾燥機、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫	家電製品取扱店に引取を依頼するか、自ら指定引取場所へ運搬
パソコン指定品目	デスクトップパソコン、ノートパソコン、パソコン用ディスプレイ等	製造メーカー又はパソコン取扱店に引取を依頼するか、パソコン３Ｒ推進協会へ問い合わせ
適正処理困難物	ガスボンベ、消火器、廃油、バッテリー、耐火金庫、ピアノ、農薬、塗料、スプリング入りマットレス、家屋廃材等	販売店・専門業者に引取依頼

２　集積場所への排出方法

区分	注意点
可燃ごみ	・生ごみは十分に水切りをする。 ・発泡スチロールやプラスチック類の大きなものは、ごみ袋に入る程度に砕く。 ・食用油は、紙や布に浸み込ませる。 ・紙おむつは、汚物を取り除く。 ・木や選定枝は、ごみ袋に入る程度に切る。
不燃ごみ	・ガラス類と金属類の袋は、それぞれ分ける。 ・割れた陶器類、ガラス類などは、新聞紙等に包み、「割れもの」とマジックで表記する。 ・包丁やナイフ等は、新聞紙等に包む。 ・薬品、塗料、一斗缶等は、中身を抜き取る。 ・電池、ライターは使い切ってから出す。 ・スプレー缶は、破裂防止のため、必ず穴をあける。
資源ごみ	・中を軽く水洗いしてから出す。 ・中に異物を入れない。 ・キャップやふたを外す。（外した金属製キャップは不燃ごみへ） ※古紙類について ・各種類ごとに分け、紙ひもで束ねて出す。 ・止め金具やテープを外す。 ・古紙の票せんをつけて出す。 ・一束高さ２０㎝　重さ１０ｋｇ以内
粗大ごみ	・町指定のごみ袋に入らないもの。 ・幅１．２ｍ、長さ２ｍ、高さ１ｍを超えないもの。
水銀含有ごみ	・五城目町役場や町民センター、各地区公民館に設置している回収ボックスに入れる。

3　適正な収集運搬について

民間事業者への業務委託で行っており、スムーズな業務の実現と安全で効率的な作業の実施に努めます。

現在、町が許可しているごみの許可業者は以下のとおりです。

No.	事業所名
1	加藤商事株式会社
2	一般社団法人五城目町シルバー人材センター
3	有限会社丸ノ内サービス
4	合資会社五城目衛生舎
5	株式会社山水

4　適正な処理の推進について

以下の事項について、町では重点項目として、推進します。

1．ごみの発生抑制・資源化の推進

（1）各町内会の衛生班長を中心に、本町のごみ処理状況やリサイクル、ごみの分別の徹底等について周知を図ります。

（2）クリーンアップ等の啓発事業を通じて、環境衛生行政への意識、関心の向上に努めます。

（3）廃棄物の資源化を推進します。

2．リチウムイオン蓄電池等の適正処理の推進

（1）不適正処理による処理施設や運搬車両、集積所での火災等が発生しないよう、JBRC 加盟店等での回収、もしくは、窓口回収を徹底します。

※五城目町内の JBRC 加盟店

・イオンスーパーセンター株式会社　イオンスーパーセンター五城目店

・有限会社でんきハウスさいとう